

県からの個別

一報告事案一

- 1 宗像・遠賀保健福
益難について

- 2 病害虫防除所における

- 3 県立学校における

宗像・遠賀保健福祉環境事務所における生活保護関係書類の盗難について

福祉労働部保護・

1 概要

宗像・遠賀保健福祉環境事務所職員が、宗像市(ヤマダ電機宗像店駐車場)にお
車上あらしにあり、生活保護関係書類の盗難にあったもの。

現時点で、生活保護関係書類は発見されていないが、他への個人情報の流出並
用等の事実は確認されていない。

2 対応

- (1) 2月3日に福祉総務課が「個人情報の厳正な管理徹底について」の周知徹底
[に所属長会議を開催した。
- (2) 2月3~16日に、被害防止のため流出した個人情報の該当者及び関係機関
属長等が事実関係の説明、謝罪のため訪問を実施した。
- (3) 宗像・遠賀保健福祉環境事務所では、2月24~26日に全職員に対して個
の厳重な管理に係る集合研修を実施した。
- (4) 当課において、生活保護業務を行う市の福祉事務所及び県の保健福祉(環
務所の生活保護担当課長会議を2月25日に開催した際に「生活保護関係書
切な取扱いについて」を出し、個人情報が含まれる生活保護関係書類の厳
扱い等について、周知徹底を図った。
- (5) さらに、3月10日に平成22年度における保護の実施要領等の改正内容を
する市の福祉事務所及び県の保健(福祉)環境事務所長を対象とした所長会議
いて、個人情報が含まれる生活保護関係書類の厳正な取扱い等について、開
への周知徹底を依頼した。

3 添付書類

- (1) 記者発表資料(別紙1)
- (2) 所属長あて発出文書(別紙2)
- (3) 新聞記事等(別紙3)

宗像・遠賀保健福祉環境事務所

宗像・遠賀保健福祉環境事務所職員が、
らしにあい、生活保護関係書類の盗難に

1. 事件発生時期

平成22年2月2日(火) 14時

2. 事業発生者

宗像・遠賀保健福祉環境事務所

3. 事業発生の経緯

- 当該職員が、被保護者から依頼の
に立ち寄った10分程度の間に訪問
- 車には、施錠していたが、鍵穴は
模様

(経過)

- ・ 14時25分 警察に連絡
- ・ 15時 7分 現場検証終了
- ・ 15時25分 所長に報告
- ・ 16時20分 宗像署原町交番に

4 盗難にあった被害品及び個人情報等

- ・ 職員が担当している被保護世帯の:
世帯名簿(世帯主名、世帯員全員)
訪問記録のノート
- ・ 被保護世帯の住居が分かる地図
- ・ 申請書用紙

5 盗難にあったことによる影響

- ・ 現在のところ、具体的な影響は確
早急に対象者の方に対し、事情を

6. 本案件に関する今後の対応

- ・ 再発防止のため、所属長を通じて、
(緊急の所属長会議を2月3日に開催)

「公印省略」

21 保護第4057号
平成22年2月25日

各市福祉事務所長

} 殿

県各保健福祉(環境)事務所長

福岡県福祉労働部保護・援護課長

生活保護関係書類の適切な取扱いについて

このことについて、先般、ケースワーカーが訪問調査活動中に車上荒しにあり、生活保護関係書類が盗難にあう事案が発生しております。

生活保護関係書類は被保護者のプライバシーに関する情報が含まれており、対外的に公表されことになれば、被保護者のプライバシーを侵害するおそれがあること並びに保護の実施機関と被保護者の信頼関係を損なうことによりケースワークに必要な世帯の状況及び被保護者に関する情報の入手が困難となり、被保護者の自立を援助し、最低限度の生活を保障するという生活保護政策の適切な運営に支障をきたすことがあります。

については、生活保護関係書類が故意過失により紛失、漏洩することがないよう貴職関係職員への周知等、特段の留意をされますようよろしくお願ひいたします。

生活保護84世帯	情報が益々まれる 県保護・接種票33 日、宗像・送医便福 祉援事務所の生活保 障当該支拂金を入れて開 は2曰午後、宗像市内 じてからがアマの方 いた。職員は事に施設 同課にてのべ、職員 示だ。
具保護・接種票33	日、宗像・送医便福 祉援事務所の生活保 障当該支拂金を入れて開 は2曰午後、宗像市内 じてからがアマの方 いた。職員は事に施設 同課にてのべ、職員 示だ。
日、宗像・送医便福 祉援事務所の生活保 障当該支拂金を入れて開 は2曰午後、宗像市内 じてからがアマの方 いた。職員は事に施設 同課にてのべ、職員 示だ。	生活保護84世帯
具保護・接種票33	日、宗像・送医便福 祉援事務所の生活保 障当該支拂金を入れて開 は2曰午後、宗像市内 じてからがアマの方 いた。職員は事に施設 同課にてのべ、職員 示だ。
日、宗像・送医便福 祉援事務所の生活保 障当該支拂金を入れて開 は2曰午後、宗像市内 じてからがアマの方 いた。職員は事に施設 同課にてのべ、職員 示だ。	生活保護84世帯

の遠置保育福祉環境事務所に勤務する代理性職員の像弓の體調品で車椅子が運び込まれた。84番地にて、生活保護担当者より連絡があり、住所以書類を提出されたと発表した。現在外で滞在している者も個人情報の悪用などで被害を受けられており、日午後、生活保護の受給登録者が車椅子にて来訪された。また、年長者も車椅子にて来訪された。書類入りの袋を持った女性が車椅子にて来訪された。

記載の書類盜難

• 崇德福

2/4 朝日

生活保護の情報

ハックこと盗難

県職員、車上荒らし被害

県は3日、奈良・遠賀保健
福祉環境事務所に所属する生
活保護担当の50代の男性職員
が勤務中に車上荒らしに遭

器店に寄つたと入ったが、後ろの電器店に立つていた。ハックを置いたままのところに、県によると盗まれた。とまでいな
後2時半ごろ、訪問ツップを解除され、差し戻すとハックを立てる。担当世帯の世帯名は「84」である。問うたところによると、相手は「84」である。

病害虫防除所における個人情報の流出について

農林水産部

1 概要

病害虫防除所において、「平成21年度病害虫発生予報者・団体へ電子メールで一斉送信した際、全員のメールアドレスで誤って送信したため、農家、市町村、農業団体、農業者のメールアドレス145件（うち個人48件）が流出し、これまでのところ、個人情報の悪用・被害等の事実は確認

2 対応

病害虫防除所では、誤送信を確認後速やかに、関係する謝罪とメール削除の依頼をメールで行うとともに、改めて対して電話で謝罪し、143件（うち個人46件）についてが確認できたが、残り個人2件については連絡がとれず、ていない。

また、病害虫防除所において、事故当事者に口頭注意する員に対して個人情報保護条例の周知及び誤操作防止に関する個人情報等の厳正な管理と再発防止の徹底を図った。

※ 添付書類

- 別紙1 記者発表資料
- 別紙2 発生予察情報メール送信誤操作防止策について
- 別紙3 所長の職員への訓示内容等
- 別紙4 関連新聞記事

平成22年2月26日

担当課：農林水産物安全課
課長：井上直幸
内線：3880
直通：(092)-643-3570

病害虫防除所における個人情報の流出について

病害虫防除所職員が、「平成21年度病害虫発生予報第12号（3月）」を情報提供者に電子メールにて一斉送信した際、個人情報が流出したもの。

- 1 事業発生時期
平成22年2月26日（金） 10時19分送信
- 2 事業発生者
病害虫防除所 発生予察情報担当職員
- 3 事業発生の経緯
当該職員が、「平成21年度病害虫発生予報第12号（3月）」を関係者へ電子メールで一斉送信した際、全員のメールアドレスが見える状態で誤って送信した。
(経過)
 - ・10時19分 病害虫発生予報の送信
 - ・10時30分 朝倉農林事務所総務課より病害虫防除所に誤送信の連絡
 - ・11時43分 関係者にメール削除の依頼
- 4 流出した個人情報
個人アドレスのみ 48件分
- 5 流出したことによる影響
 - ・内容（予察情報「第12号」）については、県のホームページで既に公開されているものである。
(ホームページアドレス <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d05/php3.html>)
 - ・現在のところ、具体的な影響は確認されていない。
 - ・既に対象者に対しては、通知されたメールの廃棄処分を依頼済み。
- 6 本案件に関する今後の対応等
 - ・再発防止のため、所属長を通じて、個人情報等の厳重な管理を徹底させる。

発生予察情報メール送信誤操作防止策について

- 1 起案文に「BCCチェック欄」を設ける。
- 2 送信作業は、原則として、起案者が行う。
- 3 決裁後、送信作業の際、入力前と送信前に、原則として課長又は副長がBCCの設定を確認し、終了後に「BCCチェック欄」に押印する。
- 4 送信用パソコンの前に太文字で「BCCチェック確認」を表示し、注意を喚起する。
- 5 メールによる送信は、これまで関係指導機関・団体のほか、情報提供サービスとして農家や農薬メーカーの求めに応じて対応してきたが、①病害虫発生予察情報は、県域における様々な作物の病害虫発生動向に関する情報であり、主に病害虫防除の指導者、関係機関・団体向けに作成されていること、②特に情報を必要とする方については、同様の情報を県ホームページから入手できることなどから、今後は、農家及び農薬メーカーに対するメール送信はとり止め、関係指導機関・団体に限ることとする。

平成22年2月27日

所屬長が事故当事者に注意したこと

- 誤操作とはいって、済まされることではない。メール送信先はもとより、県職員の仲間に多くの迷惑をかけた。また、県庁の信頼を損なったことでもある。反省し再発防止の徹底をすること
- まず、相手先を探し、お詫びとメールの削除をお願いすること
- 送信操作の経験が少ないもので、単独で操作マニュアルのみに頼った操作をせず、習熟者の指導を受け、作業をすること
- 個人情報を取り扱う際には、関係法令に従つてを行い、細心の注意を払うこと
- 事故等が発生した際には、速やかに上司、農林水産物安全課に報告すること

○起きては全送信先の送信先に防止を徹底つたことでしっかりと反

○「起きて誤操作という上で、職支ふことも含む当事者は

○急ぎ、誤用車の運転含め、職場なればならぬ

○農業安全職場においても徹底忠実に)、と疎かにな

2010年(平成22年)2月27日 玉置田

病害虫の発生予報をメールで送信した際、誤って

農家48人個々ドレス	誤送信されながら、いまのところは農家48人のほか、市町村や農業法人を含め計145カ所に同日送信されてしまつた。
病害虫防除所	県によると、受信先の誤送信による被害は報告されていなかつた。
朝倉農林事務所	県は26日、病害虫防除所が気付き発見。その後県は関係者にアドバイスの削除を呼び所(筑紫野市)の職員が、

公印省略

本庁各課（室）
各出先機関の

個人情報の厳正
保護チェックリスト
社環境事務所にお
ける個人情報の流出
を防ぐため、各課
は、改めて全職員
に、特に、個人情報
示に従い、必要最
複数の相手にメー
リ利用を行うこと

県立学校における生徒個人情報の流出について

教育庁総務部総務課

1 概要

【事案1】

平成21年12月25日（金）朝、県立高校実習助手が、部活動指導のために出勤中、生徒の個人情報を記録したUSBメモリーを紛失したもの。
当該職員は、個人情報について校外持ち出しの許可を得ておらず、私用USBメモリーを小物入れに入れて通勤していた。

現時点では、当該メモリーは発見されておらず、個人情報の流出・悪用等の事実は確認されていない。

- ①担当部活動生徒名簿27名（氏名、生年月日、身長、体重、電話番号）
- ②生徒作成自己紹介資料29名分（学校名、氏名、長所等）



依頼退職

【事案2】

平成22年1月8日（土）に、県立特別支援学校教諭が、生徒の個人情報を記録したUSBメモリーを学校長の許可なしに持ち帰り、バッグに入れたまま自宅の居間に置いていたところ、翌朝盗難に遭っていたもの。

なお、日頃の習慣から居間の勝手口は施錠されていなかった。
現時点では、当該メモリーを含む紛失物は発見されておらず、個人情報の流出・悪用等の事実は確認されていない。

- ①担任クラス生徒名簿6名分
- ②教育支援計画・指導計画4名分
- ③体験入学受付名簿25名分
- ④学級通信



懲戒処分（戒告）

2 対応

（1）指導の徹底

本府各課及びすべての出先機関に対し、個人情報等の厳重な管理徹底についての文書を発出し、職員一人一人に対して、①所属長の許可なく、個人情報を含む記録媒体・パソコン等を勤務公署外に持ち出す行為は厳に禁止されていること。②所属長が持ち出しを許可する際の留意事項、③許可を得て持ち出す職員の責務等を徹底させた。

（2）当該校への指導

県教育委員会として、当該2校に対し、「教育委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程」に基づく監査を実施し、学校における個人情報の収集、保有及び廃棄等管理の状況を確認し、指導を行った。
併せて、全職員を対象に個人情報の適正な管理についての研修会を行った。

※ 添付資料

- 別紙1 記者発表資料
別紙2 所属長あて通知文
別紙3 関連新聞記事

県立学校における生徒個人情報の流失について

平成21年12月28日

県立学校実習助手が出勤中に部活動の生徒の個人情報及び授業で使用した生徒作成ファイルが入っているUSBフラッシュメモリーを紛失したもの

- 1 発生日時
平成21年12月25日（金） 6時50分から7時30分までの間
- 2 関係職員
県立学校（北九州市戸畠区）実習助手 20歳代 男性
- 3 発生場所
自宅（古賀市）から戸畠駅までの通勤途上
- 4 発生状況
同日6時50分に自宅から自転車でJR古賀駅まで向かった後、古賀駅から戸畠駅までの電車の中で、小物入れに入っていたUSBフラッシュメモリーが上着のポケットの中には気付いた。
- 5 本件の影響
現在のところ、情報の流出や悪用の影響等は確認されていない。
- 6 学校の対応
事件発生直後、警察に連絡とともに、該当生徒及び保護者に対し、事実を説明するとともに謝罪しているところ。
- 7 教育委員会の対応
当該学校に対し、再発防止のため、個人情報の厳重な取り扱いについて教職員へ適切な指導を図るとともに、生徒情報等の管理の在り方について見直しを図るよう指導した。

担当課	教職員課
担当者	奥山
内線	5441

【事案 2】

県立学校における生徒個人情報の流失について

平成 22 年 1 月 12 日

県立学校教諭が生徒の個人情報を USB フラッシュメモリーに保存して許可なしに持ち帰り、その USB フラッシュメモリー等を入れたバッグが盗難にあったもの

- 1 発生日時
平成 22 年 1 月 9 日（土） 午前 0 時 30 分から 10 時 30 分までの間
- 2 関係職員
県立学校（筑後地区）教諭 50 歳代 男性
- 3 発生場所
自宅（久留米市三潴町）
- 4 発生状況
生徒個人情報を保存したフラッシュメモリーを、校長の許可なしに持ち出し、バッグに入れたまま自宅 1 階のリビングルームのテーブルの上に置いていたところ、バッグごと盗難にあったもの。
USB フラッシュメモリーの中には、担任する生徒の名簿（6 名分）及び指導計画等（4 名分）、体験入学の際の受付名簿（25 名分）、隔週で発行している学級通信（20 回分）等が保存されている。
- 5 本件の影響
現在のところ、情報の流出や悪用の影響等は確認されていない。
- 6 学校の対応
事件発生後、該当生徒及び保護者に対し、事実を説明するとともに謝罪しているところ。
- 7 教育委員会の対応
当該学校に対し、再発防止のため、個人情報の厳重な取り扱いについて教職員へ適切な指導を図るとともに、生徒情報等の管理の在り方について見直しを図るよう指導した。

担当課	教職員課
担当者	今 煙
内 線	5454

本 庁 各 課 長 殿
各 出 先 機 関 の 長 殿

個人情報

このことについて、これまで
が、今般、県立学校教職員が、
する、又、U.S.Bメモリを自ら
つ事案が発生しました。

このことは、学校教育に對
貴職におかれでは、今後、
個人情報等の管理徹底につい
て会や職場検討等に取り組まれる
なお、職員には情報を適切に
地方公務員法に基づく懲戒処分
るよう願います。

1 個人情報等を含む文書（
許可を得ずして勤務公署外に

2 所属長は、所属職員に対し
を用いた個人情報等の電子ラ
可すること。

(1) 持ち出しを許可する電
報のみとすること。

(2) 持ち出しの許可は、別紙

切に行うこと。

3 所属長は、個人情報等の電子データの持ち出しを許可するに当たっては、次の事項について所属職員に周知徹底を図ること。

(1) 持ち出しの許可を受けた職員は、移動中及び持ち出し先で情報を紛失しないよう、

業務上必要ない場所に持ち寄らない、移動中は常に身につけておく、常に目の届く所に置く、保管は施錠可能な場所に行うなど紛失や盗難に細心の注意を払うこと。

(2) 電子データを持ち出す際は、ワープロソフトや表計算ソフトの暗号化又はパスワード設定機能を活用するなど、可能な限り個人情報等の流出防止に配慮すること。

(3) 持ち出した電子データは、Winny 等のファイル交換ソフトがインストールされていないパソコンで、かつ、ウイルス対策ソフトがインストールされ最新の状態に更新されているパソコンでのみ利用できること。

(4) 持ち出し先で電子データを他にコピーしないこと。

(5) 持ち出した電子データは、不要となつた場合は直ちに消去すること。

4 電子データの紛失等の再発防止のためには、職員一人一人がその責務を再認識し、厳正な管理を徹底することが不可欠であること。

5 各所属においては、職員に対して、直ちに本通知の趣旨について、文書の回覧のみによることなく、会議・研修などを設け、周知を図ること。

問い合わせ先

教育庁企画調整課企画調整班

TEL 092-643-3880 (直通)

県立高助手紛失

州教育委員会は28日、北九州市立高の20代後期私物のBメモリー

機器の生徒29人分の名前や体重、電話番号と担当する最年少の学年を確認してしまった。

この件は男子サッカーチームの生徒27人で、県教育委員会によると、個入情報を記入してある。個人情報を記入する際には、必ず年月日、身長、体重、電話番号と、担当する校外に持ち出す際に必要な所

入っていった。
作った自己紹介資料も持つ生徒29人が授業で実習時手か授業を受け

生徒情報56人分

いた。情報の漏出は確認されており、駅構内での小物入れに入れていたり、駅から同駅まで自転車に乗っていたりした。

この件は男子サッカーチームの生徒27人で、県教育委員会によると、個入情報を記入する際には、必ず年月日、身長、体重、電話番号と、担当する校外に持ち出す際に必要な所

入っていった。
作った自己紹介資料も持つ生徒29人が授業で実習時手か授業を受け

機器の種類を用意すれば、誰
でも操作できる。また、操作の手順は、
操作者一人に付随する。

操作者は、操作入力部の画面に示す操作
手順を順序通りに操作すれば、自動的に作業
が実行される。

「田舎者」の操作手順は、個人用端末を介して、
田舎者専用のデータベースに登録され、各家庭の
機器を操作する。田舎者専用のデータベースには、
各家庭の機器の操作手順が登録されており、田舎者
が操作する機器によって、操作手順が選択される。